

■ 鴨川市都市計画マスタープラン（原案）に関するパブリックコメントの結果について

- 募 集 期 間 : 平成28年2月8日(月)～平成28年3月8日(火)まで
- 意見提出結果 : 提出者数 1名(市内在住者) / 意見件数 14件
- 意見書提出方法 : 文書提出 1名

● 意見の概要と意見に対する対応・考え方について

No.	ご意見・提案等	市としての考え方
1	P39 ④観光拠点ゾーンについて 下から1・2行目 ・観光拠点と周辺市街地が一体となった <u>歴史的景観や街並みの魅力創出を進めます。【修正】</u>	ご意見を踏まえ、以下のように修正致します。 「観光拠点と周辺市街地が一体となった歴史的な街並みづくりや環境整備など、魅力の創出に努めます。」
2	P40 ⑥田園共生ゾーンについて ■積極的な・・・●3つ目3行目 ・ <u>電柱の地中化などによる魅力ある景観の保全や創出と耕作放棄地の・・・【追加・修正】</u>	現時点では、郊外部における無電柱化については事業化が不透明なため、計画には記載しないこととします。
3	P43 《土地利用方針図》中 ・清澄地区(一般住宅ゾーン) & 四方木(田園共生ゾーン) & 曾呂(一般住宅ゾーン) → <u>自然環境保全ゾーンへ【修正】</u>	各地区とも自然環境に囲まれた場所に位置していますが、現在もまとまった集落が形成されており、今後も一団の居住地としての機能を維持しながら、良好な環境の保全と集落の活性化を目指す地域として位置づけています。そのため、原案の通り一般住宅ゾーン及び田園共生ゾーンとして設定することとします。
4	P46 公共交通の拡充と利用促進について ●3つ目2行目 ・取り組みを <u>推進</u> するとともに・・・	ご意見の通り修正します。
5	P46 公共交通の拡充と利用促進について ●3つ目4行目 ・・・・交通関係の形成を進めます。本市の財産である豊かな自然環境への負荷にも配慮し、 <u>その保全を図るための公共交通の利便性を高める新しい交通システムの構築を検討します。(←P59〃【追加】)</u>	新しい交通システムの構築については、現時点では鉄道や路線バス・コミュニティバス等の既存公共交通網の積極的な利用促進を図ることが重要となることから、本計画では位置づけないものとします。また、マイカー移動から公共交通の利用に移行することで、温室効果ガスの排出抑制など、自然環境への負荷が低減するものと考えております。
6	P48 一覧中5つ目について ・鴨川北部道路 位置付け(*長狭街道への接続延伸を図る)【追加】	鴨川北部道路の延伸については、より円滑なネットワーク網の構築のために重要な視点であると認識しておりますが、現時点では天津小湊地域と長狭地域方面を繋ぐ東西軸については、南側に整備された県道天津小湊田原線が補助幹線道路としての機能を果たしています。本計画の計画期間内においては、円滑なネットワークの形成に向けて、新規路線の整備に優先的に取り組むこととしているため、当該路線の延伸については、本計画では位置づけないものとしております。
7	P55 《公園緑地の整備方針図》について 【意見】3つの首都圏自然歩道を有しているが、他の遊歩道も全般的に、出発地に車を置いたハイカーは到着地から出発地までの交通が不便である。その交通対策も検討が必要と思われる。困っていたハイカーを、夕刻、清澄から三石山までマイカーで送り届けたこともある。	市内の首都圏自然遊歩道の始点・終点においては、コミュニティバスを運行しており、マップ等にもバス停の位置や徒歩での所要時間等を掲載しております。引き続き、より利用者にわかりやすい情報発信に取り組んで参ります。
8	P59 3. 都市環境の整備方針について 低炭素まちづくりによる・・・●3つ目 ・市民の環境美化への意識啓発や <u>環境条例の強化</u> ・・・・・・・・ <u>ごみを出さない、買わない、作らないという意識の醸成により、生活ごみの減量化</u> ・・・・・・・・【追加】	環境条例等については、本計画の中で詳細な記載は行わず、環境保全について総合的に検討した上で別に定めていくものと考えております。

No.	ご意見・提案等	市としての考え方
9	<p>P60 鴨川市の風土と・・・ ●4つ目2行目 サイン整備など・・・</p> <p>【意見】近年、徒歩、自転車です市内観光をする方の案内を目的に、市内各エリアに観光サイン整備されたが、徒歩、自転車です市内めぐりをしている姿は稀であると思う。せっかくハード面が整備されたのに、ソフト面である誘客取り組みがなされていないと感じる。「仏作って、魂入れず」状態である。行政として、せっかくの事業が無駄にならないように、ソフト面の取り組みを民間の観光関連団体等に強く求めていくようお願いしたい。</p>	<p>総合案内板、誘導案内板、解説案内板の各種案内板を整備することで、歩行者、サイクリストにやさしい町づくりを行うことが、観光サインの整備であり、今後、新たな旅の楽しみ方として、レンタサイクルの活用、ウォーキングイベントの開催等のモニターツアーを鴨川市観光プラットフォームや観光団体等と連携し、活用を図っていくこととしています。</p>
10	<p>P60 鴨川市の風土と・・・ ●4つ目2行目～●5つ目2行目まで</p> <p>【意見】平成19年3月発行の「鴨川観光振興基本計画～鴨川ホリスティックツーリズム～」(発行 商工観光課当時)に記載、計画されている「美しい鴨川風景条例(案)」(P11)あるいは「景観条例」(P73)、それらに付随する「住民景観協議会」の制定、設置を強く要望します。現代は、環境と景観の時代と言っても過言ではないと思う。国(国土交通省)も「美しい国づくり政策大綱」(平成15年7月)において「看板、標識が雑然と立ち並び、美しさとはほど遠い風景となっている」と指摘している。良好な景観の形成を国政の重要課題として位置づけるため2004年に「景観法」成立。また、2004年度創設「景観形成事業推進費」として予算化もしている。</p> <p>① 「景観法」第1条目的 第2条基本理念、第4条地方公共団体の責務を踏まえて景観の保全、整備、創出、修復、活用をまちづくりの中心に据えた政策をお願いしたい。</p> <p>② 都市計画法における都市計画(地域地区・・美観地区、風致地区や地区計画、緑地保全地区等)や自然公園法や文化財保護法などの他の法律との関係、あるいは国や県との協議が必要なものもあるが、自治体の権限で可能なものもあるので、可能なことから推進願いたい。</p> <p>③ 「景観行政団体」は、県へ積極的アプローチをして“移行について検討”ではなく“移行します”をお願いしたい。</p> <p>④ 住民意識の醸成を図る施策はもちろん、何よりも開発行為の制限や建築協定なども視野にいたした「景観条例」の制定を要望する。</p> <p>⑤ また、未だに景観に対して無頓着及び企業(商工業)は、観光客(消費者)を呼ぶために、派手な看板や見苦しいデザインで雑多な景観を作り出していることが、逆にまちの雰囲気や損ない観光客に良いイメージを与えていないという想像力の欠如が見られるのではないかと。自分で自分の首を絞めていると思われる。よって、計画の中に観光業や商工業あるいは観光プラトホームなどの主観的思考ではなく関心ある市民、市民団体、NPO等で構成するワークショップレベルではない客観的視点委員会を設置すべきであると考えている。</p> <p>⑥ 「都市計画」と「まちづくり」は同義語であり、その総合的指標が「景観と環境」であると考えている。また、狭義の景観と広義の景観、見える景観と見えない景観にも視点を当てた計画の策定をお願いしたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のように修正致します。</p> <p>「本市の景観特性に応じた景観行政を推進するため、庁内体制の構築とともに、引き続き、景観行政団体への移行に向けて取り組みます。」</p> <p>なお、景観まちづくりについては、本市においても重要なテーマであると認識しており、本計画の中でも、全体構想や地域別構想において、各地域が有する特色ある自然的景観や歴史的景観の維持・保全、育成を図っていくとの方針を掲げ、地区計画や建築協定等、本市で取り組み可能な都市計画手法の活用についても位置づけを行っております。</p>
11	<p>P71 都市拠点にふさわしい賑わいのあるまちづくり ■中心市街地 ●2つ目3行目</p> <p>・<u>推進します。【修正】</u></p>	<p>前段で「推進し」と表記しており、表現が重複することから「目指します」としております。</p>
12	<p>P81 将来にわたって住み続けることの・・・について ■県と連携した・・・全般</p> <p>【意見】同地域は、各種法律により森林の大多数の部分の利活用が規制されている。それは、自然環境保全や研究など当然、保護が必要のことである。しかし、それらを十分理解し、自然の美しさや景観の美しさを作り出す植樹などの活動へのハードルを下げて、市民の自然環境への意識を高める。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
13	<p>P98 ■良好な営農・・・について ●2つ目2行目</p> <p>・<u>特産品づくりによる農業の活性化を・・・(6次産業化を削除)【修正】</u></p>	<p>農業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業創出の促進に資する「6次産業化の推進」については、上位計画となる総合計画や総合戦略にも位置付けられており、本市の農業生産の中心となる長狭地域では、雇用・所得の確保、若者世代の定住化に向けて、6次産業化が重要な取組みになるものと考えております。</p>
14	<p>P112 イメージ図について</p> <p>この図は、至極、当然の図ですが一番大事であると思います。問題は「市民」に、いかにして興味、関心を持たせるかであると思います。そのことが、行政側でも「まちづくり」の一番の課題と同時に悩みでもあるのではないのでしょうか？住民の甘えも大いにあると思います。このようなパブコメにも積極的関心を持たせる様々な手法を考えて「これでもか」というくらい広報しても良いと考えます。「学習する市民」＝「鴨川 知の森構想」の推進。</p>	<p>本計画についても、策定後も継続して広く市民の皆様へ本計画の内容を周知し、ご理解いただけるよう、引き続き行政計画の広報のあり方について創意工夫を図って参りたいと考えております。</p>